

賛助会員規則

(目的)

第1条 この規程は、定款第50条の規定に基づき、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の活動を賛助する法人、団体及び個人は、代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 代表理事は新たに前条の賛助会員（以下単に「会員」という。）となった者について理事会に報告しなければならない。賛助会員にふさわしくない理由が認められた場合は、代表理事はその理由を理事会に説明しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記のとおりとする。

- (1) 賛助会員 1口 3,000円（個人）
1口 10,000円（法人、団体）

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) メール等による情報提供を受けることができる。
- (2) この法人が主催、共催する研修会、セミナー等に参加することができる。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、すべてをこの法人の管理費とする。

但し、理事会において公益目的利用を定めることができる。

(除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
 - (3) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第9条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成26年10月23日より施行する。

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

この規則は、平成28年3月10日より施行する。